

# 奈良市立済美小学校 いじめ防止基本方針

(令和2年4月改訂)

奈良市立済美小学校

学校長 丸井 敏貴

## Ⅰ いじめに対する考え方

### (1) いじめの定義

—いじめ防止対策推進法 総則 第2条—

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する理解

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長過程において、何らかの理由により、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく必要がある。何より、学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならないと考えるからである。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていきたい。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指したい。

### (3) いじめの認知についての考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴がある。

教職員は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って判断する必要がある。また、被害児童が一度でも苦痛に感じたらいじめとして認定される可能性があること、観衆や傍観者の立場の児童もいじめの加害者として認知されることもあることを児童に指導する必要がある。

これまでの定義にあった「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」という要素は法律上の定義に含まれないことに留意する必要がある。

#### (4) いじめに対する教職員の基本姿勢

いじめは、「どのクラスでも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、教職員全員が十分認識する必要がある。「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめの防止・早期発見・真摯な対応・正確で丁寧な説明に努めなければならない。

また、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底するため、すべての学校生活において、暴力や暴言を排除するよう努める。また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

## 2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止

#### ・生徒指導の三機能を重視した「主体的・対話的な授業」の展開

生徒指導の三機能、「自己決定の場を与える」、「自己存在感を与える」、「共感的人間関係を育成する」を普段の授業から意識して取り入れることで、主体的に授業に参加し、友だちと対話をする中で、好ましい人間関係を構築していくことができると考える。

#### ・道徳教育、人権教育（特別支援教育、国際理解教育）の推進

「ハッピー&ベスト」の取り組みで、自己肯定感、自己有用感を育てる。また、「人権を確かめ合う日」や道徳の学習・学級活動を通して、「他者を思いやる心」「人格を尊重しあえる態度」を育成する。

また、高学年ではネットいじめ防止のため、「スマホの危険講座」を参観などで親子で受講する。さらに、学校教育全体で、特別支援教育や国際理解教育の視点を取り入れた授業や取り組みを行い、いじめの未然防止に努める。

### (2) いじめの早期発見について

#### ・日常での取り組み

いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、大人では判断できにくい形で行われたりすることが多い。朝の会や休み時間等、授業等教育活動のあらゆる場において、児童の些細なシグナルを見落とさないよう心がける。

児童1人1人への声掛けや日記等を通じて児童の些細な変化に気づけるように心がける。また、空き教室の戸締りを徹底し、いじめ防止のための環境を作る。

気になる様子を発見したときには、事が起きる前に良いことも含めて速やかに担任が保護者に連絡し、家庭との連携を図るなど、丁寧な対応が必要である。

#### ・いじめアンケートの実施

各学期に2回ずついじめのアンケート(SOSシート・いじめに関するアンケート)を行い、年に計6回実施する。実施日は、基本的に5月・6月・9月・11月・1月・2月の第3月曜日とする。追跡調査は一週間以内に行い、その際、いじめの被害者の立場に寄り添い、不安感を払拭す

るよう努める。また、情報提供があったときは情報源に迷惑が及ばないよう配慮する。

### (3) 迅速な対応について

いじめと疑われる行為を発見した場合、または通報を受けた場合は直ちにいじめ対策校内委員会を発足させ、いじめ対応マニュアルに沿って、対応を協議していく。

その結果、いじめと認められた場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。※ 『いじめ対応マニュアル』参照

### (4) 組織及び体制について

#### ① いじめ対策校内委員会

学校において、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ対策校内委員会(以下「校内委員会」)を位置づける。

校内委員会はいじめと疑われる行為を発見したり、通報があったりした場合に速やか開催し、認知の査定を行う。また、未然防止についての対策を協議するなど、「いじめ」撲滅に向けての取り組みを行う。

本校内委員会は学校長、教頭、いじめ担当教員、教務、生徒指導主任、被・加害者担任、その他、学校長が必要と認める者で構成する。

#### ② 生徒指導体制

生徒指導推進計画の徹底、特に普段の生活の中で生徒指導の三機能「自己決定の場を与える」、「自己存在感を与える」、「共感的人間関係の育成」を見据えた本年度の目標の達成を目指す。そのために毎月1回の生徒指導部会を行い情報の共有を行う。また、普段から話しやすい環境をつくり、気軽に相談できる体制をつくる。

#### ③ 教育相談体制

被害や加害の児童が教室での授業を受けることが困難な場合には教育相談部と連携し、学習権の保障に努める。また、スクールカウンセラーなどのカウンセリングが必要な場合、日程の調節等行い、心理的なケアに努める。

#### ④ 外部機関及び地域との連携

学校としていじめを認知した場合はすぐに奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課へいじめ対応教員が連絡する。

また、組織化された地域の諸団体との連携促進を図り、いじめ問題に関する情報等、学校が抱える問題を共有し、いじめに関する課題が生じた場合には、地域全体で対応する組織づくりを進める。

### ⑤ 校内研修

- ・いじめの事例研修(春季、夏季休業中を利用して)
- ・自主研修(従来の若手育成研修を利用しての学級開きの仕方学級経営の仕方などの研修)

## 3 重大事態への対応について

### (1) 重大事態について

下記に該当するもの以外に、いじめを受けた児童の状況に着目して重大事態かどうかを判断する。また、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申立てがあった際は、重大事態が発生したものととして市教育委員会に報告・調査等に当たる。

#### ①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ②「相当の期間(年間30日)」学校を欠席することを余儀なくされている場合

### (2) 重大事態の報告について

学校は重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会へ報告する。さらに、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生を報告する。

### (3) 情報発信について

情報対応や報道対応については、該当児童や保護者のプライバシーに配慮した上で、正確で一貫した情報共有・伝達が必要である。

### (4) 調査を行うための組織について ※『4 組織図について』参照

市教育委員会が事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

- ①学校主体の場合→いじめに特化した校内委員会(組織図①)
- ②市教育委員会主体の場合→奈良市いじめ調査委員会(組織図④)

### (5) 事実関係を明確にするための調査実施について

いつ頃から、どこで、誰が、誰に、何をしたか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、いじめが始まった理由は何か、それに対して教員がどのように対応していったのかを客観的に速やかに調査を実施する。

・いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

被害児童へ十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。その際に、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先にする。被害児童には、児童に合わせた継続的なケアや落ち着いて学校生活に復帰できるよう支援を行う。加害児童には、聴き取りにより確認した事実関係を基に指導を行う。

・いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡により聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議した上で、在籍児童や教職員にアンケートや聴き取り調査を行う。

※被害児童の自殺という事態が起こった場合、その後の自殺防止の観点から自殺の背景調査を行う。遺族の気持ちに十分配慮した上で、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずる。いじめが要因と疑われる場合の背景調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考として進める。

(6) 調査結果の報告について

調査結果については、市長に報告する。また、学校はいじめを受けた児童やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時適切な方法で経過報告をするようにする。

4 組織図について ※『奈良市いじめ防止基本方針』p.15 引用

# いじめ防止対策推進法に基づく組織について (組織図)

## 1 学校がつくる組織

### いじめの防止等の対策のための組織

「いじめに特化した校内委員会」(法的根拠 いじめ防止対策推進法第22条) …… ①

【内容】

いじめ防止等に関する措置を実行的に行う組織

重大事態発生時には学校の調査組織を兼ねた、常設の委員会であり、市立学校全校に設置済み

【構成員】

管理職、いじめ対応教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、その他必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等、外部の専門家

## 2 教育委員会がつくる組織

奈良市いじめ防止連絡協議会 …… ②

(法的根拠: いじめ防止対策推進法第14条1項)



奈良市いじめ対策検討委員会 …… ③

(法的根拠: いじめ対策推進法第14条3項)

奈良市いじめ調査委員会 …… ④

(法的根拠: いじめ防止対策法第28条)

【内容】

○いじめの防止等に関する機関や団体が集まり、連携のあり方を探り、緊急時の連絡体制の構築を図る。

○奈良市のいじめ問題に関する施策に対する助言や示唆を行い、奈良市のいじめ問題の取組について意見交換をする。

○年1回開催

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、警察、児童相談所、保護者組織・学校代表などで構成

【内容】

○奈良市内で発生したいじめ事象に関し、奈良市のいじめ対策に資するために、その対応や再発防止に向けた具体的な協議をする。

○年2回開催

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、保護者組織・学校代表などで構成

【内容】

○重大事態発生時における教育委員会の調査組織

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、保護者組織・学校代表などで構成

重大事態発生時には、教育委員会が調査主体の判断をする。その際、教育委員会が主体になる場合には「奈良市いじめ調査委員会」が、学校が主体の場合には「いじめに特化した校内委員会」が調査を行う。

## 3 市長がつくる組織

奈良市いじめ問題再調査委員会 …… ⑤

(法的根拠: いじめ防止対策推進法第30条2項)

市長が教育委員会からの調査結果報告に対し、再調査が必要と認めた場合に設置

【構成員】

学識経験者、弁護士、心理や福祉の専門家等

【所掌】

市長部局(子ども政策課)